

明石市道路構造の技術的基準等を定める条例

平成 24 年 12 月 27 日条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の 3、第 30 条第 3 項及び第 45 条第 3 項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「移動等円滑化法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(市が料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場の標識の表示基準)

第 2 条 市長は、法第 24 条の 2 の規定に基づき料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、法第 24 条の 3 の規定に基づき駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示する標識を設けるときは、規則で定めるところにより行わなければならない。

(市道の構造の技術的基準)

第 3 条 市道の新設又は改築を行う者は、法第 30 条第 3 項の規定により、規則で定める市道の構造の技術的基準に適合させなければならない。

2 前項の技術的基準は、市道の構造が法第 29 条に規定する道路の構造の原則に合致するものとなるように定めるものとする。

(市道に設ける道路標識の寸法)

第 4 条 法第 45 条第 3 項に規定する市道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、同条第 1 項に規定する道路標識の設置の目的を損なわない限りにおいて、規則で定める。

(移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準)

第 5 条 移動等円滑化法第 10 条第 1 項に規定する移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準は、高齢者、障害者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとなるよう、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。